

鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、鎌倉市及び逗子市のごみの広域処理を推進するにあたり必要な調査、検討をするため、鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 循環型社会形成推進地域計画の策定に関する調整
- (2) 鎌倉市及び逗子市のごみ処理広域化に関する調査、検討
- (3) その他相互連携に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、鎌倉市及び逗子市のごみ処理関係職員をもって組織する。

2 協議会に会長を置き、次の順位により会長を定める。

- (1) 鎌倉市
- (2) 逗子市

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長の任期は1年とする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が召集する。

(部会の設置)

第5条 協議会に第2条に規定する所掌事項のうち、特定の課題について調査、検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の運営等について必要な事項は、会員の協議により会長が別に定める。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、会員以外のものに対し、資料の提出、説明等の協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長が属する市に置く。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会員の協議により会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年2月14日から施行する。

(任期の特例)

2 この規約の施行の後、最初に就任する会長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。